



# 島根県報

平成30年10月19日（金）

第3,050号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則 (水 産 課) 2

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示（5件） (森 林 整 備 課) 4

**【公安規則】**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 5

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（規則第84号）

#### 1 規則の概要

##### (1) 採捕の数量の公表

知事は、管理期間（小型魚（30キログラム未満のくろまぐろをいう。以下同じ。）又は大型魚（30キログラム以上のくろまぐろをいう。以下同じ。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として県計画（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする事とした。（第4条関係）

ア 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

イ くろまぐろ承認漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。以下同じ。）に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める小型魚又は大型魚に係るくろまぐろ承認漁業の採捕の種類別又は期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

ウ 定置漁業（漁業法に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則に規定する小型定置漁業及び同法に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める小型魚又は大型魚に係る定置漁業の採捕の種類別又は期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

エ その他の漁業（くろまぐろ承認漁業及び定置漁業以外の漁業をいう。以下同じ。）に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める小型魚又は大型魚に係るその他の漁業の採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

##### (2) 採捕の停止

ア 知事が(1)のアに該当する旨の告示をした場合には、くろまぐろ承認漁業、定置漁業及びその他の漁業を営む者並びに遊漁をする者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならないこととした。（第5条第1項関係）

イ 知事が(1)のイに該当する旨の告示をした場合には、くろまぐろ承認漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日又は期間別の数量に係る当該告示の日の翌日が属する期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならないこととした。（第5条第2項関係）

ウ 知事が(1)のウに該当する旨の告示をした場合には、定置漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日又は期間別の数量に係る当該告示の日の翌日が属する期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならないこととした。（第5条第3項関係）

エ 知事が(1)のエに該当する旨の告示をした場合には、その他の漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならないこととした。（第5条第4項関係）

#### 2 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとした。

## 規

## 則

島根県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

## 島根県規則第84号

島根県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、県計画（法第4条第1項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）で定める知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小型魚 30キログラム未満のくろまぐろをいう。
- (2) 大型魚 30キログラム以上のくろまぐろをいう。
- (3) くろまぐろ承認漁業 日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。
- (4) 定置漁業 漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第7条第11号に規定する小型定置漁業及び同法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。）をいう。
- (5) その他の漁業 くろまぐろ承認漁業及び定置漁業以外の漁業をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規則は、漁業法第84条第1項に規定する海面に適用する。

(採捕の数量の公表)

**第4条** 知事は、管理期間（小型魚又は大型魚に係る知事管理量による管理の対象となる期間として県計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

- (1) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (2) くろまぐろ承認漁業に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める小型魚又は大型魚に係るくろまぐろ承認漁業の採捕の種類別又は期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (3) 定置漁業に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める小型魚又は大型魚に係る定置漁業の採捕の種類別又は期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (4) その他の漁業に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画で定める小型魚又は大型魚に係るその他の漁業の採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

**第5条** 知事が前条の規定により同条第1号に該当する旨の告示をした場合には、くろまぐろ承認漁業、定置漁業及びその他の漁業を営む者並びに遊漁をする者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

2 知事が前条の規定により同条第2号に該当する旨の告示をした場合には、くろまぐろ承認漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日又は期間別の数量に係る当該告示の日の翌日が属する期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

3 知事が前条の規定により同条第3号に該当する旨の告示をした場合には、定置漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日又は期間別の数量に係る当該告示の日の翌日が属する期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

4 知事が前条の規定により同条第4号に該当する旨の告示をした場合には、その他の漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

ない。

### 附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第668号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社S Kカンパニ ー	訪問看護	ナースステーション い	浜田市治和町口154-1	平成30年10月12日
	介護予防訪問看護	ろは		

### 島根県告示第669号

平成30年島根県告示第622号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市仁摩町天河内1213-2	渡部 松義
大田市仁摩町天河内1229-1	島田 幸廣
大田市仁摩町天河内白石1022	八幡宮

### 島根県告示第670号

平成30年島根県告示第450号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
雲南市加茂町延野757	平井 敏昭
雲南市加茂町延野640	平井 爲市

**島根県告示第671号**

平成30年島根県告示第603号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
雲南市加茂町大竹964-5	中林 宗
雲南市加茂町大竹964-3	荒木 傳藏
雲南市加茂町大竹964-3、965	中林 留太郎
雲南市加茂町大竹965	荒木 甚太郎

**島根県告示第672号**

平成30年島根県告示第606号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
雲南市加茂町東谷1811	山下 美恵子
雲南市加茂町東谷1811	高橋 美津子
雲南市加茂町東谷1693-2	熱田 藤三郎

**島根県告示第673号**

平成30年島根県告示第607号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
雲南市加茂町大西545-2	杉谷 寿治
雲南市加茂町大西544-2	佐藤 元泰

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

**島根県公安委員会規則第9号**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表古物営業法の部第5条第4項の項の次に次のように加える。

第6条第2項	事実の公告
--------	-------

別表古物営業法の部第13条第4項の項の次に次のように加える。

第14条第1項ただし書	仮設店舗における営業の届出の受理
-------------	------------------

別表古物営業法の部の次に次のように加える。

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）	附則第2条第1項	主たる営業所等の届出の受理
	附則第2条第2項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

**附 則**

この規則は、平成30年10月24日から施行する。